



フェローシップ・ニュース No.104



「明けましておめでとう」と言えないほど
 私たちの生活も急変いたしました。
 毎日毎日コロナのニュースばかりで閉塞感が募るばかりです。
 目に見えないウイルスと戦うという
 無力さを受け入れるのは時間が必要です。
 幸いにも全国のダルクの仲間はなんとか元気にやっております。
 今年8月には私は80歳になります。
 先日沖縄に行き、カトリックの司教バートン神父様から
 宮古島にある修道院をダルクに無償で
 貸与してもらうことが決定いたしました。
 長い間の夢であるアディクションビレッジと専門学校を
 創りたいと胸がいっぱいです。
 広大な農地と美しいビーチがあり、家畜を飼うこともできます。
 私は新しい冒険の旅に出ます。
 グッドニュースをお伝え出来ますよう
 新年のご挨拶とさせていただきます。

2021年 元旦
 理事長 近藤 恒夫

特定非営利活動法人
 アジア太平洋地域
 アディクション研究所

発行日
 2021年1月1日

APARIとは、ア
 ジア太平洋地域ア
 ディクション研究所
 (Asia-Pacific Addic-
 tion Research Insti-
 tute)の略称です。

全国のDARCやMAC等の
 社会復帰施設、福
 祉・教育・医療・司
 法機関と連携しなが
 ら、依存症から回復
 しようとする方々を
 支援しているシンク
 タンクです。

目次：

新年のご挨拶…近藤恒夫	1
反復性同一違法行為に対する裁きに関する議論の変遷…尾田真言	2
検査キットのご案内	4
支援につなげる覚せい剤事件の弁護術(15)…高橋洋平	5
藤岡ダルク 入寮者からのメッセージ…マス	6
司法サポートのご案内 家族教室スケジュール	8

反復性同一違法行為に対する裁きに関する議論の変遷 刑事司法体系に信号系学説が与える影響

事務局長 尾田真言

1 はじめに

私は2020年9月25日(土)にZOOMで開催された条件反射制御法学会第九回学術集会で「刑事司法体系に信号系学説が与える影響」という報告をしましたが、本稿はその時の報告に加筆修正したものです。

長らく刑事裁判では、覚醒剤使用や万引など、同一の犯罪を反復して繰り返している被告人に対して、そういう行為をするかしないかを頭で考えて、あえてやろうと考えると犯罪行為に出ているのだから、そうした犯罪行為で処罰されることが繰り返されればされるほど非難が高まるという理由で、覚醒剤自己使用事案であれば、初犯の裁判こそ懲役1年6月執行猶予3年が言い渡されますが、2回目は検察官の求刑2年に対して懲役1年6月実刑、3回目は求刑2年6月に対して懲役2年実刑、4回目は求刑3年に対して懲役2年6月実刑というように、どんどん量刑は重くなっていきました。

ところが2016年6月1日から、判決言渡時に言い渡した刑の一部分に執行猶予を付けて、その執行猶予期間中に保護観察を付すという刑の一部執行猶予制度が始まりました。

この背景には特に、わが国の犯罪の中で、刑務所出所後5年以内に同一の犯罪で再び刑務所に戻る割合が最も高い覚醒剤事犯者の再犯防止に向けた施策をしようとしたことが挙げられます。懲役刑を科すだけでは覚醒剤使用障害の治療にはつながらないので、刑務所での改善指導に引き続いて、出所後の保護観察を、従来のように数か月程度の短い仮釈放期間、すなわち残刑期間に行うのではなく、1～5年で設定される執行猶予期間中に行える制度が創設されたのです。実際には執行猶予2年というのが一番多いです。

もっともそのプログラム実施回数の少なさから、それだけで違法行為が止まるようになるとは限らず、あくまで教育にとどまっているので、立法論としては、治療処分を導入して、反復性違法同一違法行為事犯者に対しては、その問題性を取り除くための本格的な治療を義務付けるべきだと主張します。

2 CRCTとパブロフの信号系学説の関係

条件反射制御法は英語ではConditioned Reflex Control Techniqueと言います。長いので、ここから先は略称のCRCTを用います。

精神科医の平井慎二医師（国立病院機構下総精神医療センター依存症治療部長兼臨床研究部長・条件反射制御法学会理事長）はCRCTを用いて2006年6月1日から覚醒剤を使いたいという欲求を抑制する治療を始めました。そのきっかけとなったのは、2001年に病棟でのグループワークの場で、覚醒剤の売人をしていた患者が「客が俺の顔を見るとウンコしたくなるというんだ」という話を聞いたことでした。平井医師はここから薬物にはまるのは条件反射が関係しているということに気づき、パブロフの著書を徹底的に読み込んでいきました。そしてその5年後から、パブロフのヒトの行動に関する信号系学説を薬物乱用が止まらない患者の治療に活かすようになったのです。

まずは簡単に治療のメカニズムを説明します。ヒトが行動するときには、頭で考えてやろうとしてやるのと、いちいち考えなくても自然にその行為をする場合の二通りがあります。前者を思考に基づく行為、後者は思考とは無関係に作用する条件反射に基づく行為です。パブロフは前者を第二信号系、後者を第一信号系と名付けました。条件反射制御法は、これまで刑事司法制度が考察の対象としてこなかった、ある特定の行動でのみ起こる第一信号系の反射を止めることと弱めるための訓練です。

3 現行刑法の基礎理論

現行刑法は、人の行為が第二信号系（思考して行動をつかさどる中枢）のみに基づくことを前提に制定されています（刑法38条1項 故意犯処罰の原則）。CRCTの理論的根拠であるパブロフの信号系学説によれば、人の行為について、頭でやろうと考えるとしたことについてしか考慮していない刑法を、人の無意識の行動についても対応できるようにするために、根本的に改正しないといけないうこととなります。



平井慎二『条件反射制御法 物質使用障害に治療をもたらす必須の技法』遠見書房(2015年) 2860円(税込)



平井慎二・長谷川直実『条件反射制御法入門 動物脳をリセットし、嗜癖・問題行動を断つ!』星和書店(2015年) 1320円(税込)

日本の現在の刑法は、犯した罪に対応する刑罰を応報として科すことを目的としており（行為責任の原則）、治療処分の規定はありません。心神喪失者医療観察法も、重大な刑事事件をやったが、心神喪失で無罪になったかあるいは心神耗弱が認定されて言い渡された刑期に未決勾留日数を通算することで執行すべき刑がなくなった人に対してしか、入院処分や通院処分を義務付けることができないようになっています（刑罰優先主義）。ほんの少しでも服役すべき刑期がある人に対しては病院での治療の義務付けはできない規定になっています。

4 刑事司法制度における回復プログラムの採用

刑法ではありませんでしたが、他の法律によって、回復プログラムが義務付けられるようになったのは、2006年に制定された受刑者処遇法によって、それぞれの受刑者が抱えている問題に応じて改善指導を義務付けられるようになってからです。薬物自己使用事犯者に対しては、薬物依存離脱指導（R1）があります（刑事施設収用法103条1項）。また、2008年に制定された更生保護法により、特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇を社会内処遇として保護観察の現場で義務付けることができるようになりましたが（更生保護法57条1項3号）、これらは服役期間に比べてわずかな時間のプログラムが教育として実施されているのにとどまっています。

もっとも刑務所の特別改善指導として行われている薬物依存離脱指導（R1）ならびに6か月以上の保護観察期間がある者に受講が義務付けられている薬物再乱用防止プログラムでは、認知行動療法的プログラムが採用されています。それは頭で考えて行動するという部分に働きかけるものであって、わかっちゃいるけどやめられなくなってしまいうメカニズムの根本である、思考とは無関係に作用する第一信号系反射連鎖を止めたり・弱めたりするための条件反射制御法は採用されていません。

刑務所や保護観察所における条件反射制御法の実施状況をみると、新潟刑務所で田村勝弘教育専門官により、2012年10月から薬物依存離脱指導で、2013年9月からは一般改善指導の枠で罪名を問わず、反復性同一違法行為者に対して実施されました。田村教育専門官は条件反射制御法を採用した実績を評価され、新潟刑務所所長から2回も表彰されましたが、彼の転勤後は実施されなくなったと聞いています。現在は条件反射制御法学会副会長の長谷川直実医師(医療法人社団ほっとステーション大通公園メンタルクリニック院長)とコメディカルが外部講師として参加して帯広刑務所で、薬物事犯者と病的窃盗事犯者に対して実施されています⁽¹⁾。特定の違法行為をやりたいという欲求が出にくい刑務所という閉鎖環境においても、条件反射制御法はやりたいという欲求をあえて生じさせ、それを抑える訓練ができる治療・訓練方法なので刑務所で採用するには最適のプログラムだと考えます。

5 治療処分導入の必然性

従来、常習犯の問題は解決できない問題だと考えられてきました。たとえば覚醒剤を使って逮捕され、出所するとまたすぐ使って逮捕されるということを繰り返している人に対して懲役を科しても、苦痛を与えるだけで覚醒剤を止められるようになることには直接役に立ちません。ここで足りないことは、違法行為をしないで済むようになるための治療と訓練をすることです。刑罰だけではなく、治療と訓練を義務付ける制度、すなわち治療処分の導入を提唱します。

そこで、言語を持つヒトだけが持っている第二信号系の他に、動物ならばすべてが持っている第一信号系（生まれながらにして持っている先天的反射と生後に獲得する後天的反射で行動をつかさどる中枢）がともに人の行為を成り立たせているのですから、何度も繰り返される同一の違法行為に対しては、現行の刑法が規定している違法行為処罰の規定（第二信号系に対する刑罰＋教育）だけでなく、違法行為治療の規定（第一信号系の過作動に対する治療＋訓練）を創設しないとイケないこととなります。このように治療処分の創設は、パブロフの条件反射学説からは論理必然的に導かれます。

6 治療・訓練を選択しないことを有責とする発想

第一信号系に基づく違法行為に対しては治療・訓練を、第二信号系に基づく違法行為に対しては刑罰・教育を科するという考え方に立つときには、治療あるいは訓練をしなければ、違法行為を繰り返すことがわかっていながら治療・訓練をしないで再犯した人に対しては、治療・訓練を義務付ける他に、治療・訓練をしなかったということに対しても、そういう判断をした第二信号系（思考）に対する非難として刑罰を科すべきだと考えます。



長谷川直実・平井慎二
『物質使用障害への条件反射制御法ワークブック』
遠見書房(2019)
1320円(税込)

(1) 条件反射制御法実施施設の一覧表はこちらに出ています。
<https://crct-mugen.jp/crct/>



小早川明子・平井慎二
『やめたいのにやめられない悪い習慣をやめる技術』
フォレスト出版(2020年)
1540円(税込)

なぜなら人を殺してはいけないという規範を殺人罪(刑法199条)が規定しているのと同じように、第一信号系が過作動を起こすようになった場合には治療・訓練を行う義務があることを明らかにするためには、治療・訓練しないことを「治療・訓練をしない罪」として規定する必要があるからです。何もしなければ再び同じ違法行為をするとわかっていながら治療しないことは許されないと考えるべきです。

7 刑事司法制度の目的 ～∞連携構想の必要性～

ダルクや病院といった援助側の機関は治療・教育を、警察、検察、裁判所、保護観察所という取締側の機関は犯罪をしないようにしようとする抑止力を提供していますが、そのどちらか一方で足りるものではなく、自身にはない機能はそれを持つ他の機関に委ねないと十分な対策とはなりません。援助側機関にとどまっていたり、何度も失敗を繰り返す人に対しては違法行為をしないようにするための抑止力をかけるために取締側機関の職員との面接を受けるように促し、逆に、いつまでも社会と刑務所を行ったり来たりしている人に対しては、援助側で治療・訓練を受けるように薦めないとはいけません。両機関は対立するものではなく協働していかないとはいけません。

8 刑罰と治療の期間についての考察

それでは第一信号系には治療を、第二信号系には刑罰を科すようにしたとき、その期間についてはどう考えるべきなのでしょうか。私は刑罰の本質を応報ではなく社会復帰という目的を持ったものだと考えていますが、治らないからいつまでも治療を義務付けるいわば不定期刑のような義務を課すやり方は、人権侵害ゆえに反対です。期間は応報として定め、その範囲内で刑罰と治療を科すようにすべきです。私は治療処分を導入することによって、身柄を拘束される期間は劇的に短くすることができると思います。第一信号系の過作動を抑えるための条件反射制御法の治療は3か月で完了できるからです。また、刑罰の執行は必ずしも刑務所の中で施設内処遇として行わなければいけないというわけではなく、社会内処遇として保護観察を実施することができるからです。

9 最後に

アパリで司法サポートを初めて20年経過しました。せっかく問題が発覚して検挙された薬物事犯者に対して、刑事司法制度は懲役を科すだけの制度だったところから、すこしずつ再犯防止に向けたプログラムが実施されるようになってきています。しかし義務付けがなければ何もしようとせず漫然と同一違法行為を繰り返す人たちの存在も見てきました。その原因が第一信号系の過作動にある場合には最も有効な再犯防止策は、治療することです。窃盗や性犯罪など被害者がいる犯罪についてはもちろんのこと、被害者なき犯罪といわれている薬物自己使用事犯者に対しても、それが犯罪である以上、治療するしないを選択する自由は違法行為者にはないものと考えます。

以上

アパリでは簡易薬物検査キットを販売しています！

アパリではAmazonで簡易薬物検査キットを販売しています。この検査キットは違法な薬物を使っている可能性を陽性、使用していなければ陰性を示す検査キットです。あくまでも使用の可能性を判断するものです。科捜研や麻取で行われている厳密な鑑定とは異なり、この検査キットで陽性反応が出ても、必ずしもその薬物を使ったことを意味しません。一部の風邪薬や処方薬を飲んだだけで陽性反応が出ることもあります。

検査キットについてお困りのことがありましたらアパリにご相談ください。

詳細はアパリのホームページをご覧ください。

<https://apari.or.jp/testkit/>



マルチタイプ(6種類+アルコール)
唾液検査キット 2,750円(税込)



マルチタイプ(12種類)
尿検査キット 2,750円(税込)

コラム

支援につなげる覚せい剤事件の弁護術（15）

嘱託研究員・弁護士 高橋 洋平

あけましておめでとうございます。新しい年をいかがお迎えでしょうか。

相も変わらずコロナコロナで新年早々の新型コロナ緊急事態宣言になり、気持ちが前向きになれないところですが、こんな時こそ明るい未来を想像できるといいですね。新型コロナだけでなく、薬物問題についても将来に大きな変化があると考えています。

では、将来の変化に備えて、薬物問題についてどのような心構えで臨むのがよいのでしょうか。

まずは本人です。「反省・仕事の型」はどうでしょうか。

確かに「反省」しないよりもした方がよいと思いますが、それだけでは不十分です。これまで何回も反省し、何回もやらないと誓ったのではないですか。また、確かに「仕事」も必要ですが、収入はすべて薬物に消えてしまったのではないですか。結局はちゃんと「仕事」をしていなかったのではないですか。

そこで提案したいのが「更生・回復の型」です。どのようなものかということ、自らの抱える薬物問題について、支援者のサポートを受けながら、主体的に専門的なプログラムを受けて更生・回復を目指すというもの。「反省→仕事→薬物」という負の連鎖を断ち切るために、「反省→仕事→薬物」の後に「→更生・回復」の取り組みをしていこうというものです。反省をし、仕事を頑張ったけどやっぱり薬物に手を出してしまった。だからもっと反省をすとか、自分に厳しい罰を与えるとかではなく、専門的なプログラムを受けてみようという流れです。「反省→仕事→薬物→更生・回復」の流れになりますね。

ここで本人からは「どうせ、ダルク入寮でしょ。そんなの嫌だ！」という心の叫びが聞こえてきそうです。確かに最終的にダルク入寮もやむを得ないという方もいると思いますが、まずは支援者に相談することから始めてはどうでしょうか。気軽に相談できる支援者と出会っておくことが事前準備になります。この年末年始にも薬物を使用しておかしくなったという方もきっといるでしょう。そんな時に相談できる支援者がいたら心強かったはずですよ。

次に家族です。家族からの相談でもやはり「反省してほしい」と言う方が多いですね。

確かに家族からすると「は？またやった??」となり、次の瞬間「反省が足りない」という発想になるでしょう。家族からよく聞かれるのですが「本人は何と言っていますか?」と。私が「どういう意味ですか?」と聞き返すと「反省していますか?」と。家族としては本人から「反省している」という言葉を聞いて安心したいのかもしれませんが、もちろん、その気持ちもわからないではないです。本人から「反省しています。ごめんなさい。もうやりません」という言葉を聞きたいのもわからないわけでもないです。でも、家族は、本人から「反省」という言葉を何回聞きましたか。それを聞いて状況がよくなったことはありますか。何度も薬物問題を繰り返したのではないですか。家族も何度も振り回されて疲弊したことでしょう。ここで話題にしている「薬物問題」の悩ましさです。だから、本人同様に「反省・仕事の型」から「更生・回復の型」にシフトする必要があります。

なお、注意しておきたいことは、薬物問題のすべてを「更生・回復の型」にシフトすべきということではありません。例えば、友達に誘われたクラブで初めて薬物を使用した本人。たまたまその日が警察の摘発デーで運悪く逮捕されたようなケース。薬物というより交友関係の問題だったりします。まずは十分に「反省」してもらう必要があります。

最終的に「更生・回復の型」が目指すところは、仮に薬物事件で逮捕されたとしても、刑務所ではなく、治療やリハビリにつながるということです。残念ながら現在の法律では、そのようなプロセスは確立されていないのですが、ひとつひとつの日々の実践が将来大きな変化をもたらすのではないかと考えています。

本年も将来の大きな変化を目指してひとつひとつの日々の実践を大切に地道に薬物問題に取り組んでいきます。本年も皆さまのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上

明石書店より
発売！！
全国の書店やAmazon
等でお買い求めください！

ダルク
回復する依存者たち
DARC
Drug Addiction Rehabilitation Center
その実践と多様な回復支援 ダルク編

（わたしたち）を救える理念があれば、（わたし）は自由でいられる
自助グループについての
当事者研究の金字塔
鎌谷 晋一郎
（医師、東京大学大学院理学系研究科センター准教授）

価格：2,000円
(税別)

藤岡ダルク 入寮者からのメッセージ

「気づきと変化」

マス

NPO法人アパリは、群馬県藤岡市にある藤岡ダルクを運営しています。同施設の入寮者からのメッセージをお届けします！



私が違法薬物に初めて手を出したのは2006年頃でした。セクシャル・マイノリティーである私には当時、4年程お付き合いをしていた男性のパートナーがいました。彼が自宅で会社を経営していて私達は一緒に同棲生活も送っていた為、家も仕事もずっと一緒に幸せに暮らしていましたが、彼はそのうち浮気をするようになりまし。束縛の強かった彼と別れた後、私には彼以外話し相手や友人が一人もおらず何も残っていなかった事に気づき、急に一人にされてしまい孤独感に襲われました。また強い怒りも感じていました。そんな中、たまたまインターネットで知り合った人が薬物を持っていて薦められ、初めて私は薬物に手を出す事となりました。初めはそれが違法な薬物とも知らず、使用してしまいました。

私にとっての「薬物」はテレビの向こう側のものであり、現実味がないものでした。後悔しても既に遅く、相談出来る相手は別れた彼しかいないと思い、話しをしました。「人として良い事と悪い事の分別もつかなくなったのか？」彼からその時に言われた言葉で、私の中の何かが音をたてて切れたように思います。「裏切ったのはそっちじゃないか？こんな事になったのはそっちのせいじゃないの？」そう思い、怒りに震えました。その頃から使用頻度、量も増えて止まらなくなりましたが、私にとって薬物は、孤独を埋めてくれるものにはなりません。このままではいけないという気持ちがあり、自らNAに繋がりましたが長い期間回復に結びつかなかったのは今思うと「素直さ」「正直さ」が足りず、自分がどのように見られているのか等、自分の保身にしか目が行かず仲間との関係も（この人達と自分は違う）と線引きをしていて、自分から近付こうとはしませんでした。

その結果、その後も薬が止まらない生活が続く私は沢山のものを失いました。一番は母親の最期に立ち会う事が出来なかった事です。施設生活を送る母に会いに行きたい気持ちと、薬物の使用が止まらず母に会いに行けない自分との矛盾に苦しんでいました。やっと、少しの間自力で薬を止めれている期間があり（会いに行こう）と思って施設に連絡をしてみると、施設の方に「お母さんは去年お亡くなりになりましたよ。息子さんからの連絡を楽しみにずっと待っていましたよ。」と聞かされて、酷く後悔をしました。ところが、薬物の力はとても怖いもので、今度はその悲しみを理由に薬を使う事が止まりませんでした。そんな酷い状態から私を救いだしてくれたのは、昔NAで繋がっていた仲間でした。その仲間の紹介で、現在私が生活している藤岡ダルクに繋がりました。

繋がってすぐは、仲間の中で上手くいかず、とても苦しい時間が約半年間続きました。それは私にとって、とても耐え難い時間でした。何をやっても、周囲と上手くいかず疎外と孤独に苦しみました。人にすぐに矢印を向けたり、言い訳が止まらず、誤魔化したり。薬物以前の私の性格上の欠点が私自信を苦しめてきた事に気付くには少し時間が必要でした。いつも「だって」とか「でも」と言う私は周囲から避けられていました。仲間からはよく「人との距離感を大切にしなさい」「自分の問題と相手の問題とを分けて考え行動しなさい」「感謝の気持ちを常に持ちなさい」とよく言われました。自分が、苦しみの渦中に居る間は、その事に目を向ける事が出来ませんでした。

正直、今の環境に来るまでは自分に人間関係に問題があると思ってもいなかったし、その問題に自分自身が向き合えてもいなかったです。これまで、嫌な事があつたらすぐに逃げだして、人を変えて場所を変えて自分にとって都合の良い環境に逃げただけだと気づきました。この“気づき”が私を大きく変えるきっかけになったと思います。38歳の時、共犯者となった女性の売人と出会い、私はその女性の生活を支える為に「売人」としての生活を送る事となりました。共依存の関係にあった私達はその生活から抜け出す方法が分からず気付いたら周囲には暴力団関係者しかいないような状況で、結局「逮捕される事」がその生活から抜け出す為の唯一の方法でした。

「真冬のタンポポ」

■発行：双葉社

価格：1,400円（税別）



清水和博、ASKA、清水良太郎…

第1章「芸能人と覚せい剤」を追加収録

「何度つまずいてもいい。」

人生に失敗なんか無いんだ

ダルク代表が伝える“自分の痛み”に寄り添うことの大切さ

ロングセラー

『拘留所の

タンポポ』

改訂版

※全国の書店またはAmazon等でお買い求めください。

※FAXでの注文も承ります。

FAX：03-5312-7588

ご注文の際には、住所、氏名、電話番号を記入し、日本ダルク事務局まで。

その後受刑生活を終えた私は環境を変える為に以前生活していた東京の更生保護施設を希望して、半年の期間施設で過ごし、その後就職をしました。就職先は協力雇用主として募集のあったタクシー会社の面接を受け、即時で内定を頂き、満期を迎えると共に就職する事が決まりました。それから資格の取得や研修等、凄く頑張り、乗車デビューを掴み取りました。働き始めて再使用するまでは早かったです。就職から一ヶ月半過ぎた頃でした。

7月1日私は逮捕され、理由は薬物が体内に入った状態で仕事をしていて寝落ちをしてしまい、信号無視をして職質を受けてそのまま逮捕でした。逮捕された時、一歩間違えると人の命を奪ってしまうかも知れない大事故を起こしていたかと思うと急に怖くなり、朝方まで震えながら尿検査の結果を待っていた事を今でも憶えています。あの時、私はもう薬物を使う事は限界だと思い、あれだけ拒んでいたダルクへの入所を決断しました。

今、私は藤岡ダルクで心身共に健康な毎日を送る事が出来ています。藤岡ダルクでやっているエイサープログラム「藤岡琉球太鼓」から随分と学ぶ事も多いです。初めは練習も仲間の中で出来ずにいて、人目を避けては独りでやっていた。曲数は叩けるようになってきたものの、団体演舞に必要なものが私には欠けていました。それは「仲間と一緒にやる事」です。本番に何度か出演させて頂く中で、全体との一体感やお客様からの反応に喜びを感じ日頃の仲間との積み重ねの大切さを実感しました。時には、人とぶつかり「嫌だな」と思う事もありますが、それは普通に生きていれば当たり前に向き合っていかなければいけない事です。そんな簡単な事ですが、私はここに来てやっと気付く事が出来ました。仲間がいつも傍にいてくれて、これまでずっと支え続けていてくれた事に、今は心から感謝しています。

これまでの私はずっと自信が無く、いつもどこかに引け目を感じながら生きてきましたが、これからは堂々と胸を張って生きていけるような生き方を選び、自分らしく笑顔で生きていけるようになりたいです。そして、仲間から私に与えて貰えた「気づき」をこれからは仲間が返していけるような回復をしていきたいと思っています。その為にはまず、自分自身の問題としっかりと向き合い、過去の経験をしっかりと自分の中に取り入れて行動を変える必要があります。自分が自分らしくある為に足元をしっかりと見て、もう踏み外さないようにしたいと思います。

藤岡ダルク お正月の様子



桜山公園の初日の出



皆でおせち料理を堪能



1/2 餅つき大会



1/2 マラソン大会

ダルク35周年創立記念フォーラム なぜ、わたしたちはダルクにいるのか

日時：2021年5月10日(月)

12:00開場 12:30開始

会場：なかのZERO大ホール（東京都中野区中野2-9-7）

交通：JR中央線「中野」駅南口から徒歩8分

詳細については追って掲載いたします。

家族教室中止のお知らせ！！

新型コロナ感染拡大に伴いまして、1月は中止とさせていただきます。個別相談はお受けいたします。どうぞお気軽にご相談ください。

志立(精神保健福祉士)



特定非営利活動法人
アジア太平洋地域アディクション研究所

○アパリ東京本部
〒162-0055
東京都新宿区余丁町14-4
AICビル1階
電話：03-5925-8848
FAX：03-5925-8984
Email：info@apari.or.jp

○藤岡ダルク
〒375-0047
群馬県藤岡市上日野2594番地
電話：0274-28-0311
FAX：0274-28-0313
○入寮費：月額13万円+生活費
1日千円（初月のみ14.5万円）
（税別）
*生活保護の方も可能
○入寮条件：薬物依存症から
回復及び自立をしようとして
いる本人。男性のみ。
○入寮期間：個人により差が
あります。
<https://fujiokadarc.com/>



2019年7月よりホームページが新しく
なりました。ぜひご覧ください。
<https://apari.or.jp>
<https://www.facebook.com/AsiaPacificAddictionResearchInstitute/>

発行者：近藤恒夫
編集責任者：志立玲子
2021年1月1日発行
定価 1部 100円

＜司法サポートのご案内＞

《薬物事犯で逮捕された刑事被告人に対する支援》

薬物犯罪で逮捕されたら刑務所に行くか、再犯防止に向けた何の取り組みもないまま執行猶予の判決を受け、また薬物のある日常に戻るしかない日本において、はじめて刑罰以外の再犯防止に向けた取り組みです。

保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム、情状証人出廷、上申書作成、入寮契約、身元引受契約、出所出迎え、法律相談などあらゆるニーズにお応えします。なお、アパリの司法サポートを利用された方の再犯率は10%以下です。保釈中のプログラムの提供、受刑中の身元引受、出所出迎えをしてリハビリ施設につなげるまでをコーディネートします。

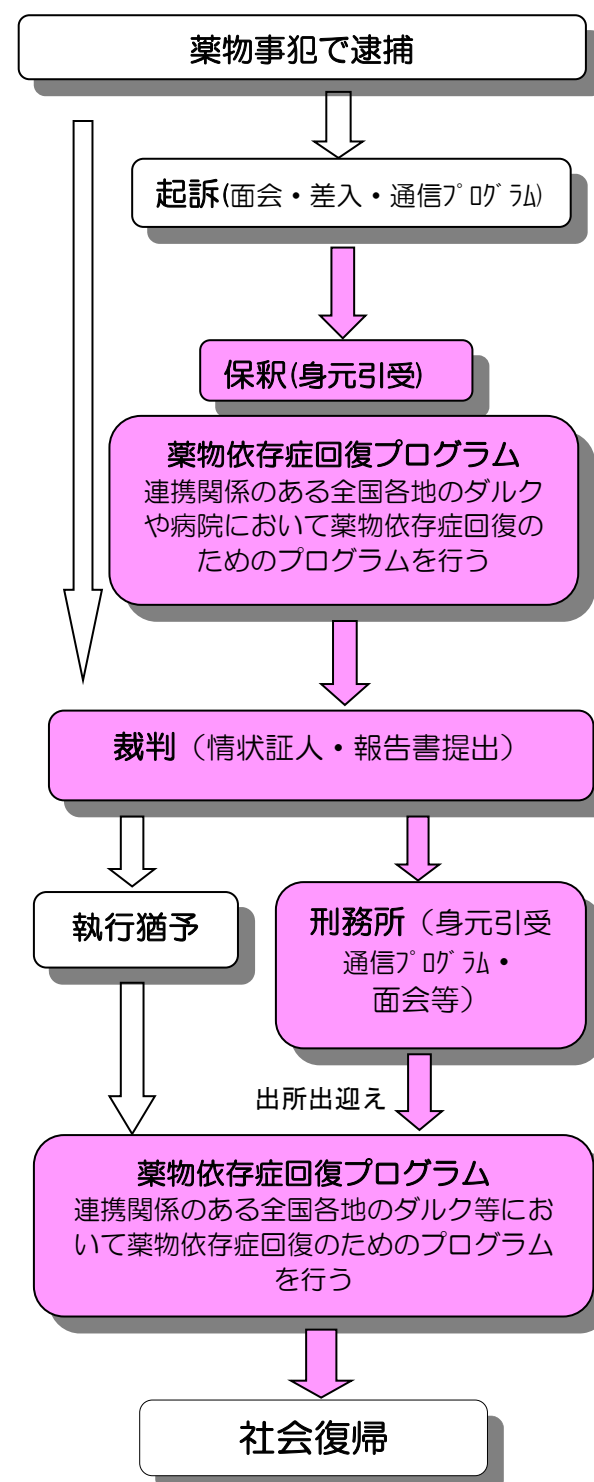
ギャンブルの問題が原因で逮捕された方やクレプトマニアの方の司法サポートも行っています。

[料金:コーディネート費用として20万円(税別)。
交通費・宿泊費の実費が別途必要です]

窃盗、横領、詐欺等で逮捕されたご家族の相談もお受けしています。

【お問合せは東京本部まで】

アパリの支援



＜アパリ家族教室スケジュール・東京＞

第1月曜	連続講座	第3月曜	アディクション関連講座
2021年 1/18(月) 第3に変更	中止	2021年 1/25(月) 第4に変更	中止
2/1(月)	第5回 気持ちの回復:家族自身の気持ちと 本人の気持ちの両方を大事にする	2/15(月)	No.60 「リハビリ施設入寮者、スタッフの 体験談」
3/1(月)	第6回 子どもの成長を助ける関わりについて	3/15(月)	未定
4/5(月)	第7回 薬物問題を持つ人の家族の回復 プログラム	4/19(月)	未定
5/17(月) 第3に変更	第8回 あなたの環境や状態を良いもの に変えよう	5/24(月) 第4に変更	未定

【対象】

○連続講座(全8回)は家族のみが参加可能で、どの回からでも参加できます。
○アディクション関連講座はどなたでも参加できます。

【時間】18:30~20:30 【場所】アパリ東京本部 AICビル1階 ミーティングルーム

【参加費】3,000円(2名以上の場合は4,000円) 【申し込み】不要